

長時間労働に対する国の指導

(社)名北労働基準協会 労務管理推進室長

社会保険労務士 藤原朋子

昨年7月に平成28年4

た。

月～平成29年3月までの長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果が厚生労働省より公表されました。この監督指導は、月80時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死等に関する労災請求があつた事業場を対象として行われているもので、平成28年度は調査対象事業場のうち43%もの事業場で、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせる等の違法な時間外労働が行われており、また、衛生委員会を設置していない等、長時間労働による健康障害の防止措置がとられていません。

改善を指導され、労働局

こうした労働基準監督署による監督指導は、平成27年度まで月100時間を超える残業が疑われる事業場が対象となっていましたが、平成28年度からは、従来の100時間から80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場へと対象が拡大されており、実際に平成28年度は前年度の2倍以上となる23、915事業場に対して監督が実施されています。

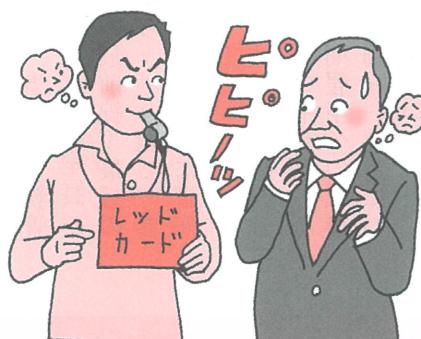
また、企業の複数の事業場に違法な長時間労働や過労死等が認められた場合、その企業の経営幹部に対して、本社を管轄する労働基準監督署長より早期の全社的な是正・改善を指導され、労働局

長による企業名の公表も行われることになります。

従業員の心身の健康を損なうだけでなく、企業名の公表ともなれば企業イメージの低下という大きなダメージを伴うことがあります。自社の長時間労働を放置しておくことは、

い、国の指導も更に強化されることが考えられます。長時間労働に対する国の中での関心が高まっている中で、このように国の指導もより強化されてきています。自社の長時間労働を放置しておくことは、従業員の心身の健康を損なうだけでなく、企業名の公表ともなれば企業イメージの低下という大きなダメージを伴うことになります。

しかし、時間外労働の削減は、



外労働の削減は、労働時間管理の実態や問題点の把握・適正化、作業手順や業務分担の見直し、業務量の調整、時間外労働に対する意識の改革など様々な課題に対し、全社を挙げて取り組み、解決していくものです。指導や法

規制、労働関係法、労使紛争防止、各研修お問い合わせ・お申込みは、当協会総合受付（☎ 052-961-1666）まで。

法を守ること、企業イメージを守ること、そして何よりも大切な従業員の心身の健康を守りながら、企業と従業員が発展していく様子に、早急に対策を行うことが大切です。

◇ 愛知県下各労働基準協

会では、労働関係法令を短期間で体系的に学ぶ「労働実務専門講座」を開催しています。適正な労務・安全衛生管理を実施するため、ぜひご活用ください。

◇ 基礎法令コース・労働基準法、安全衛生、社会保険、労働保険、各研修 ◇ 就業管理コース・労働時間管理、賃金管理、雇用関係法、雇用均等関係法、労働関係法、労使紛

また、働き方改革関連法案が国会で審議されていますが、この法案が成立すると、時間外労働が法律によって制限されることがあります（月平均60時間、年720時間、休日労働含み単月100時間以内等）。それに伴

イラスト・森沢康代